

## 第 10 回伊賀市自治基本条例審議会 会議録

<b>開催日時</b>	2023（令和5）年 10 月 18 日（水）10:00～12:00
<b>開催場所</b>	伊賀市役所 2 階 202・203 会議室
<b>出席委員</b>	岩崎 恭彦（【1号委員】三重大学） 岩崎 恭典（【1号委員】四日市大学） 藪田きみ子（【2号委員】公募委員） 森本 欣秀（【2号委員】公募委員） 南 徹雄（【3号委員】東部地域住民自治協議会） 奥澤 重久（【3号委員】西柘植地域まちづくり協議会） 山本 正（【3号委員】ゆめが丘地区住民自治協議会） 岩崎 吉和（【3号委員】靱田自治協議会） 村上 靖尚（【3号委員】阿波地域住民自治協議会） 加納 圭子（【4号委員】 - ）
<b>欠席委員</b>	菅野 祖聖（【2号委員】公募委員） 上田 真希（【3号委員】桐ヶ丘地区住民自治協議会） 田中 利也（【3号委員】島ヶ原地域まちづくり協議会）
<b>議事日程</b>	1 開会 2 あいさつ 3 議事 （1）答申について （2）その他

## 議事概要

### 開会

(事務局)

みなさん、おはようございます。ただいまから、第10回伊賀市自治基本条例審議会を始めさせていただきます。

会議の開催にあたりまして、皆様には本日の会議資料を事前に郵送させていただきました。

資料等をお忘れの方などがいらっしゃいましたら事務局の方へお声掛けください。

#### ★会議及び議事録公開の確認

本日の会議は、伊賀市審議会等の会議の公開に関する要綱によりまして、会議を公開し、会議の傍聴を認めておりますので、本日の会議を傍聴される方、報道関係者の撮影等について、ご了解、ご理解をお願いいたします。

また、会議録についても公開させていただきますので、ご了解よろしくをお願いいたします。

#### ★会議成立の確認

次に、会議の成立でございますが、委員の半数以上の出席をいただいておりますので、会議は成立しております。

なお、本日は、「菅野委員」「上田委員」「田中委員」から欠席のご報告をいただいております。

### 2. あいさつ

(事務局)

はじめに、当審議会の会長であります岩崎会長よりご挨拶をいただきたいと存じます。

—会長あいさつ—

(岩崎会長)

皆様おはようございます。この審議会、本日で10回目を数えます。皆様に熱心に議論いただいたことを踏まえて、本日は答申案を審議いただきます。本日の会議においても、皆さんに活発に議論いただいて答申案の完成度をさらに上げていきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

### 3. 議事

(事務局)

ありがとうございました。それでは、以降の進行につきまして、会長様にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(岩崎会長)

答申案については基本的には皆様の意見を活かす形で、皆様の意見を中に取り込み

ながら、審議会としての意見はどのようにまとまったのか。どのように結論が導かれたのか。ということを読み取っていただけるような構成になっております。本日は一つ一つ区切りながら、丁寧に確認いただき議論していただきたいと思っていますのでどうぞよろしくお願いいたします。

また、この事項書に記載のとおり、事項1の「答申について」は5つの項目ごとに区切りながら審議を進めさせていただきますが、もし、この事項書に記載のある内容以外のことで、発言をされる際は、事項2「その他」のところで発言いただきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。それでは、事務局から一つ目「見直し検討の方向性」について説明をお願いします。

#### (1) 答申について

##### ・見直し検討の方向性

(事務局)

- ・参考資料「見直し方針に係る見直しの主なポイントについてのまとめ」、
- ・参考資料2「スリム化に係る他法令との重複規定」、
- ・資料「答申 見直し検討の方向性(1～2ページ)」 について説明

(岩崎会長)

第1回の審議会では、副会長からこの自治基本条例の制定時に定められた思いやその後の社会情勢の推移などについてもお話をいただきました。

また、私は総合計画の審議会の委員を務めておりますので、この条例に関して従前の諮問機関であった総合計画審議会でのどのような審議があったのかということについても踏まえながら、条例改正の考え方や審議の進め方について何度かお話をさせていただきました。そして、皆さんから意見をいただきながら、どのように進めていくのかということについて審議してきました。そういう経緯も、きちんと伝えていくことが重要ではないかということで、この「はじめに」にしっかりと記述しています。

皆さんからいただいた意見の記載の仕方では齟齬がないか、またそれを踏まえて、当審議会の結論として相違ないかどうかしっかりと点検いただき、意見をいただきたいと思っています。

また、それに加えてこれが答申の本体になりますのでこういう形式のまとめ方で良いかどうか等についても、意見をいただきたいと思えます。

1～2ページ、この「はじめに」の記載や、審議経過の記載について、よろしいでしょうか。

##### ・基本的人権の尊重

(岩崎会長)

では、2 つ目、3 ページ「基本的人権の視点」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

・資料「答申 基本的人権の視点(3 ページ)」について説明

(岩崎会長)

第1回から第3回の審議事項では、早々に見直しが必要であるもの、第4回以降については、じっくりと腰を据えてしっかりと議論いただく必要のあるもの、というように分けながら審議をしてきました。

この人権の視点については、当審議会でもパブリックコメントでも様々な意見がありました。第4回以降の審議においても、この「部落差別をはじめとする」という文言を入れるかどうかということについて、「両論あった」ということをしっかりと答申案に記載すべきではないかという意見となり、その結果として最後の段落で、次回の条例改正などを見据えながら今後もしっかりと議論を続けていくということが重要なのではないかという形でまとめています。

これまでの審議会の議論の経緯については、個々の委員からいただいた意見を参考資料の「審議会での主な意見」に記載し、審議会としての結論を「まとめ」に記載しています。発言の趣旨を損ねていないかどうか、審議会の結論として相違ないかどうか、いかがでしょうか。

(委員)

非常に機微な案件に関して丁寧に書いていただいていると、評価させていただきたい。よくまとめていただいていると思います。

(岩崎副会長)

字句の修正ですが、3 ページの表題「基本的人権の視点」の次に「に」が抜けています。

(岩崎会長)

表題のところですか。字句の修正を施した上で、1.基本的人権についてはよろしいでしょうか。

冒頭で申し上げるべきでしたが、本日審議いただいた内容をもって、答申案の最終形というような形になります。その後、市長への答申ということになりますが、例えば軽微な字句の修正などにつきましては、できましたら委員長、副委員長に一任というような形でお任せいただければと考えておりますがよろしいでしょうか。

(委員)

はい。結構です。

(岩崎会長)

では、「基本的人権の視点」につきまして、内容、取りまとめ方法共に、皆様にお認めいただきました。

・ガバナンス・協働によるまちづくり

(岩崎会長)

では続きまして4ページ、「ガバナンス(協働によるまちづくり)について」の箇所に移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

・資料「答申 ガバナンス(協働によるまちづくり)(4ページ)」について説明

(岩崎会長)

「ガバナンス・協働によるまちづくりについて」の箇所は次の「第4章 住民自治の仕組み」とセットになっていると思います。協働によるまちづくりをどのような考え方で進めていくのかということが、この定義や基本原則というところに現れてきます。それを具体的に実現する為の詳細な制度が住民自治協議会ということになると思います。第4章のところは、時間をかけて詳細に皆さんに議論いただいて、その結果を答申という形でとりまとめています。しかし、このガバナンス・協働によるまちづくりについてのところは議論いただく時間が十分とれなかったため、審議会での結論をこの場でとりまとめることが難しいので将来に向けて、どのような見直しの視点がありうるのか、どういうことについて今後の見直し検討に引き継いでいくのか、そういう点について議論いただければと考えておりますがいかがでしょうか。

(委員)

一番最後のところに「『補完性の原則というのは、まだ確立していない概念ではないか』といった意見もありました」と書いてあるのですが、この発言をされた方から理由等の説明はありましたか。これはその方の意見だと思いますが、社会通念上確定した事実と違うような意見については、意見だけだとその意味が分からない。

また、補完性の原則にこだわりたいというのは、伊賀市のまちづくりの1丁目1番地だと思います。しかし、年数が経って、補完性の原則がいらなくなるとか補完性の原則が嫌いだという意見がある。その理由は何かというのを説明しておいた方がいいのではないかと思います。

(事務局)

A3の参考資料の1ページの一番下のあたりを見ていただきたいのですが、この委員さんの意見としては、補完というのは国・県・市の関係性の中では成り立つように思うけれども、住民自治協議会と行政機関という関係性において、補完の原則は成り立たないのではないかと思ったということ。もう一つは、「協働というのはお互い助け合うという意味なので、単純に言うと、大きい小さいは別にして、水平の関係のようなものになるけれども、補完というとなんか誰かが誰かを補うという話になるので、縦の関係のように思うので、この協働と補完が両立するかどうかということ疑問として提示されたと思うのです。また、皆さんの中では「どちらも大事な原理だよ」という話も出ていたと思います。

(委員)

そうでした。以前その説明があったと思いますが、この言い方だとすごく目立つので、書きぶりが難しいと思います。補完性の原則とは、個人でできることは個人でやり、個人でできないことは家庭等の地域の小さな単位でやるという自治基本条例の解説の通りだと思っています。確立していない概念というのは少し違うような気がするという意見もあったという程度に、上手く次へ申し送ることが必要ではないかと思えます。

(岩崎会長)

事前に私も見せていただいたのですが、少なくともこれが審議会の総意という形になってはいけないと思います。こういう意見もあり、ああいう意見もあったというような形で記載に留めるのか、こういう意見があったことを踏まえて次にどう繋ぐのかということまで書いた方がいいのか。

(委員)

可能なら、大切な概念であるという意見もあったというふうに加えていただきたい。

(事務局)

「ガバナンス(協働によるまちづくり)」については、意見があったという記載のみで、この審議会としての結論を書くことができない状況でした。このことについて、ここで留めるべきなのかどうなのかということも含め、一定議論していただいたうえで最終の確認が必要であると思っていました。「両方の意見があった」というニュアンスのものにしたいと思います。

(委員)

それでいいのではないかと思います。

(岩崎会長)

他にいかがでしょうか。

改めて今日いただいた意見を踏まえて、ここには多様な意見があるということ、きちんと明記するような形をとらせていただきたいと思います。そのような修正を施させていただくということで、お認めいただけますでしょうか。

ありがとうございます。

・第4章について

(岩崎会長)

では続きまして、答申案の5ページ以降の部分、自治組織(第4章 住民自治のしくみ)について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

・資料「答申 住民自治のしくみ(第4章)(5～7ページ)」について説明

(岩崎会長)

住民自治のしくみ(第4章)については、とりわけ重要な箇所だと思いますので、1ページずつ審議いただきたいと思います。

まず5ページをご覧ください。まず「(1)第2節 住民自治協議会について」というところでは、従来の見直し方針の内容をこの審議会が始まる以前の経緯も含めて記載しています。5段落目以降では、当審議会でのどのように審議し、結論として取りまとめたのかということも記述しています。自治基本条例には基本的な事項、時代が変わっても変わらない、変えてはならない、そのような基本的で普遍的な事項を定めていく。一方、住民自治協議会の権能や責務、あるいは支援、そうした具体的な事項については、その時々状況に合わせて適宜見直しが可能な形にしていくために基本条例ではなく、新条例というような形で構成し直すべきではないかという考え方に基づいて、この一番下のところに示してあるような結論となっています。

この5ページのところについて、構成も含め発言や要望などいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(岩崎会長)

では続いて6ページをご覧ください。6ページは権能と責務についてまとめています。事務局としては、この住民自治協議会のところについては「市と住民自治協議会」「住民自治協議会と市」の関係性というような形で改めて規定し直すという形で提案していました。審議会でも、新条例がどのようなものになるのか具体的なイメージがな

いと審議しにくいという意見が出たため、新条例のイメージを委員の皆様と共有しながら審議をしてきました。

権能については、事務局の新条例のイメージでは、「市への提案等」というような形で規定するという提示がありました。委員の皆様から権能についてはこれまでと同じような形で具体的に明記することや、さらには実効性をより担保するような措置について検討することという意見をいただき、その結果をまとめています。

また、責務については、当審議会での審議以前に従来の見直し検討や、それに基づいた答申案、議会での審議のあり方などの経緯があります。委員の皆様からどのような意見をいただいたかということが、今後の行政での検討や、さらには議会での検討の一つの材料になると思いますので、それらを忠実に記載するような形で答申の方向性を示しています。

権能そして責務の箇所について、意見などがありましたらお願いします。

(委員)

責務、平成 24 年に議会で修正削除された第 26 条の 2 は非常に重いので、内容についての説明が必要だと思います。条項程度は書いた方がいいのではないのでしょうか。それから、何を持って責務としたのかという事も書いた方がいいのではないかと思います。

(委員)

住民自治協議会にとっては非常に大切なところです。権能のところは、きちんとまとめていただいていると思います。同意権は重要なもので、今、私達の地域では地域振興に伴い企業が開発を行っており、地域の意見を開発業者等に伝えないと、勝手に開発をされてしまう。住民が負担を強いられ迷惑を被ることや、環境問題が出てくる等のこともありますので、そのことについては、同意権として住民自治協議会がその企業等の開発行為に対して意見を申す、伝えるということをやらなければならない。そういう意味では、この同意権については、いいことかなと思っています。それに基づいてこの責務というのは、もしかしたら議会を飛び越えて住民自治協議会が色々な事を権能を持ってやっていく心配があるということを懸念して、第 26 条の 2 は削除されたと思うんです。住民自治協議会が地域に密接に関わりながら、企業と地域が両立していくために、どのようにしていけば良いのかを議論をする場が欲しい。その時には、やはり権能が生きてきます。条例の中に一言そういうことを明記していただけたら非常にありがたいです。

(事務局)

責務の条項を記載した方がいいというご指摘についてですが、この答申に資料の 1 と 2 はセットで添付されるものになります。資料 2 の中に、第 26 条の 2 という表記

ではありませんが、第 8 条で第 26 条の規定が、第 9 条で削除された第 26 条の 2 が規定されていますので、その部分は担保できていると考えています。また、A3 の参考資料の 2 ページの一番左側に、見直し方針ともう一つの前提として第 26 条の 2 というのはどんな案で、それがなぜ反対されたのかということについて掲載しています。

それから、同意権については皆さんの総意として、当たり前のことだから必要ないという意見もありました。自治基本条例ができた当時は、土地利用条例等もなかったもので、その条例に基づく開発の同意等の整理も必要でしたが、そもそも大事なことをする時は地域の同意、納得の上で進めなければならないというのが大原則ということで、審議会としては、この規定が必要であるという結論に至りました。

(委員)

責務についてうまくまとめていただいた。この第 26 条の 2 を新たな形で議会の提案となった時に心配するのは、市長部局が議会への配慮が必要になってくるということ。審議会の結論をはっきり市長部局として主張していただきたいと思います。

責務については当然、私達がしなければならないことであり、住民自治協議会として責任を持って応えたいと思っています。

(事務局)

今回イメージ①でお示しした案について、皆さんにとっては、少し権能が緩まっているような受止めをされましたけれども、議会で第 26 条の 2 が修正削除されたということも踏まえて、どういう形で権能と責務の関係を整理したらよいか、何か違う形が見い出せないか、もう少し関係性に着目したような形にできないかというようなことで提案をさせていただきました。実際、議会の中では責務について、厳しい規定が多いという議論があったので、そのあたりについても、これから地域、市民の皆さんのリアクションをきちんと確認させていただきながら進めていかなければならないと思っています。

(岩崎会長)

後程、附帯意見についてもご審議いただきますが、この答申は、いずれは、行政、議会と検討の場が移っていきますが、新条例について検討する次の場が、この権能や責務をどのような形にすべきかということについて審議いただく場ということになると思います。次の場へはこの結論だけではなく、審議の経過や中身、意見一つ一つについても、しっかりと引き継いで、それを踏まえてご議論いただくということが重要だと思います。

そして、この資料の 1 と 2 が答申の資料として付属しますので、責務についてはどのようなものを残すべきなのかということについてきちんと担保されているということも、審議会として確認をさせていただいた上で、この 6 ページの部分については、

皆様からご賛同いただいたということによろしいでしょうか。

では続いて7ページをご覧ください。

地域振興委員会、住民自治地区連合会についてです。条例制定時点での議論や、住民自治地区連合会については2010年の「伊賀市における自治組織のあり方に関する報告書」での議論や結論を受けて事務局から、この規定については削除したらどうかと提案をいただいたところですが、審議会の結論は、何らかの形で残すべきだということになりましたので、その理由も明記するような形で結論をまとめております。この箇所について、いかがでしょうか。

(委員)

一番下の段落の「住民自治協議会という仕組みが始まって20年ほど経ちますが、成熟していない。情報交換の場ではだめだ。」という意見ですが、現状は違います。人が変わったら考え方も変わります。皆さんの力を借りて努力して、毎年提案をしてもらって何か苦情等があれば上野地区全体で話をしましょうということで、解決に至らなくても、話題にあげて市の方に要望していくという感じで一生懸命やっているの、この書き方は変えてほしい。

(岩崎会長)

ありがとうございます。

たぶんそこは「情報交換の場ではだめだ」の意見の次の「隣接する地域間には共通課題があるので、課題解決に向けて協議するためにも残すべき」の意見ですね。つまり、現状においても課題解決のために機能しているし、だからこそ残すべきだというのが意見の趣旨だと思いますので、少しそういう趣旨が伝わるように、この次の文章についても、何か補足するなど少し検討いただくということによろしいですか。

(事務局)

資料2の3ページ、第11条に住民自治協議会の連携についての規定があれば、住民自治地区連合会の規定を削除しても内容を補填できますので、イメージ①では第10条、イメージ②では第11条を提示させていただきました。どちらも「協議会は、共通する地域課題の解決に向け、複数の協議会が連携して取り組むことができる」というものです。今まで通り、合併前の旧市町村単位の枠組みでの会議体を持つこともできますし、違う形でも持つことが出来るという形です。この規定を入れて、自治基本条例の住民自治地区連合会の規定を削除したものを提示させていただきました。

しかし、審議会では、「情報交換の場ではだめだ」という意見があり、「住民自治地区連合会の規定も担保してほしい」という意見だったと思います。自分のところの住民自治地区連合会はそんなことはないという意見もあるかも知れませんが、そういう地域もあるというような意見があったと思います。

(委員)

この話をすると、地域によって、大きな差があるというのがいつも論議になるところです。色んな制約の中で成熟に向けてやっているところが多いのも事実ですけど、そうでないところも一部ある。住民自治協議会で頑張っている人達をフォローできるような書き方が必要だろうと思います。

(事務局)

地域差があるということですね。わかりました。

(岩崎会長)

このように、その時々には審議会でもいただいた意見を形を変えずに忠実に記録しておくということに一つ意味があると思います。この意見をそのまま記載した上で、今日、皆様からいただいた意見を踏まえて、地域での格差や、頑張っている地域があること等も記載から読み取れるように追加するというような形で、この 7 ページについては委員の皆様にも賛同いただいたということによろしいでしょうか。

・全体構成等について

(岩崎会長)

では、8 ページの構成等については、先程「参考資料 2 スリム化に係る他法令との重複規定」で説明があったところですが、改めて答申案の記載について意見をいただきたいと思います。附帯意見と併せて事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

・資料「全体構成等(8～9ページ)」について説明

(岩崎会長)

まず、8 ページをご覧いただきたいと思います。この部分は本日の審議で結論をまとめていただくことになるかなと思います。前回の審議会では、「審議会では」という段落に記載がありますように、どういう視点で見直しを図れば良いのかということについて意見をいただきました。「スリム化ありきでの検討には反対」、「他法令で規定しているから削除するというような理由ではいけないのではないか」また、ここに具体的な記載はありませんが、基本条例、或いは他の条例や法令のように議会の議決を経て定められるようなものではなく、規則や要綱などの下位法令で定められているようなものについては、やはり自治基本条例で明記することが必要ではないか。どういう基準でスリム化を図ったらよいのかという見直しの視点について意見をいただきました。それを踏まえて、事務局としてさらに検討していただいた結果、本日、第 9 条と第 49 条については削除できるのではないかという提案がありました。

また、議会の部分につきましては、議会での見直し検討を尊重するということだったと思いますので、前回の議論を再確認するような記載になっています。

第9条 出資法人等の情報公開、第49条 公益通報については、削除可能ではないかという事務局提案について、意見等をいただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(副委員長)

いいのではないのでしょうか。

(委員長)

ありがとうございます。

では審議会の結論として、第9条と第49条については削除可能ということで、結論をとりまとめさせていただきたいと思います。

その他の記載についてよろしいでしょうか。

(委員)

参考資料の1ページの右上の「まとめ」の部分に赤で書かれている「自治基本条例は、理念条例化を目指すとしても、住民自治協議会の権利義務等に係る規定は、しっかりと法的拘束力を持つものとしてどこかで担保すべき」ということについて、もうすでに話がされた新条例の中でということは理解しました。ただ、これまでの経過の中にもありましたが、理念条例といえども、法的拘束力を持つべきという意見も複数あったと思いますし、私もそう思います。日本国憲法では第10章の第97～第99条あたりで最高法規であるということがはっきりと明記されて、この憲法に違反する法規は認めないということが強い言葉で書かれているし、その枠組みの中で基本的人権の不断の努力で維持するんだということも書かれています。非常に大事な章であると思います。この条例の中ではそこまで表現できないとは思いますが、自治基本条例は理念条例ですが、この考え方に違反するようなものは伊賀市の条例の中では認められないし、どこかで齟齬が出た時には、立ち戻って基本条例に基づいて判断すべきというようなことがうまく表現されればいい。説明の中には伊賀市の憲法と書いてありますが、今回の見直しの中で理念条例化というところで色んな論議があり、理念だけ書いて法的拘束力がないというのは疑問が出てくる場所であり、大事な部分だと思います。理念条例のその理念の中をきちんと文言化するというのも大事な部分だと思いますので、少し最終段階でこの辺を工夫して表現できればよいと思います。

(岩崎会長)

ありがとうございます。事務局から何か意見はありますか。

(事務局)

現行条例の第5条をご覧ください。まさにその最高規範であるということを明記してある部分ですが、市政の基本事項について定めている最高規範ですというのがまず載っていて、その次に、他の条例や規則を作る時、制定改廃する時は、この条例、自治基本条例の趣旨を踏まえ整合性を図らねばならないと書いてあります。それから、第2項で、分野別の基本条例、議会基本条例等ですが、そのようなものを作るよう努めるということと、他の条例、規則等の体系化を図るものとするという規定があります。たてつけとしては自治基本条例のもとに他のルールが決まっていくというようなイメージになります。

(岩崎会長)

また、この答申においても、1ページの方に戻りますが、一番始めのところ、2004年12月にこの伊賀市の自治基本条例が制定されて、これは市の最高規範と位置付けられているところを明記していただいておりますので、今回の理念条例化というのは、決してこれを否定したり、後退するものではないというようなところを、審議会としても改めて確認させていただきます。

(委員)

よくわかりました。

再確認がされたってということでよろしくお願いします。

(岩崎会長)

議事録にはしっかりと明記させていただきたいと思います。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

答申案について、少し細かく区分けをしながら委員の皆様にご意見をいただきました。答申案について、全体を通していかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では細かな字句の修正を除くと、本日、委員の皆様からいただいた意見を追加したうえで、答申とするところが2ヶ所あったと思います。一つは4ページの「ガバナンス（協働によるまちづくり）について」の「補完性の原理」の概念について、もう一つは、7ページのところで、「成熟していない」「情報交換の場ではだめだ」ということについて、本日いただいた意見を併せて併記するという形で認めていただいていると思います。これらの箇所も含めて、答申の大きな方向性について異論はなかったと理解していますので、字句の修正、それから本日いただいた意見について趣旨を曲げないような形で忠実に記載を追加し、その上で答申ということになると思いますが、最終的な調整は、副会長と私に一任いただければと思いますがよろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(岩崎会長)

ありがとうございます。

皆様には、まとまりました答申を郵送させていただきます。

(2) その他

(岩崎会長)

答申については審議をし終えました。「2 その他」といたしまして委員の皆様からの発言や議論いただきたいようなことはございますか。

(委員)

伊賀市水道水源保護条例が制定されていますが、この自治基本条例は最高規範の条例になるということですが、他の条例等はどういう位置付けですか。

(事務局)

住民生活に特に大きな影響を及ぼす等の大事な条例は自治基本条例に限らず、皆さんの声を聞きながら手続きを踏んで作り、改正するということは当然必要であると思います。自治基本条例は最高規範となっていますので、これに準じて他のルールが決まっていくと思います。しかし、憲法とは法律上の趣旨が若干違っていて、同じ法体系の中で見ると同じ条例であり、位置付けとしては上下関係はありませんが、この条例では他の条例を作る時は、この条例のことを意識しながら作るということになっています。

(委員)

前に人権政策審議会との合同での協議はほぼ難しいというお答えをいただきましたが、任期が11月まででもう数日で終わるという状況で、個人的に部落差別の問題にどのように取り組まなければならないのかを勉強し直しましたので端的に申し上げます。

ホームページで同和地区の住宅を再生した実績を評価している論文を見ましたので、実際に携わった人のインターネット上で発表されている文献を読みました。それは、ただ単に同和地区の団地の再生だけではなくて、行政の担当者、同和地区の住民、大学の建築の先生、設計事務所の人達が時間をかけて取り組まれたことで、あるべき住環境の創造が、部落差別の解放やそこに住む人の福祉にも繋がるんだという熱い思いでされているのが、文面でも伝わってきました。私は、その関係者の方に連絡し、やりとりをしています。その結果を市長にお話ししたいと思っています。事情が許せ

ば他の委員の方、会長、副会長と一緒にそういうお話もできればと思います。

さらに、部落差別をなくしていく活動は、多種多様の団体が行っています。意見を言わせてもらって自分達の意見に反対する意見も呑み込んで、またテーゼとアンチテーゼとジンテーゼという形で弁証していくような形を見出していくような行動をとれば、部落差別をなくしていく活動が変わってきたということで目を向けられるのではないかと、今回のプロジェクトを通じて感じました。

(委員)

水道環境を守ることにについて、私の地域でも産業廃棄物施設や太陽光施設等で色々悩んでいるのですが、この自治基本条例と住民自治協議会の新条例を盾に防御のラインとして、住民の意向に沿った提案、制限をしたいと思っていますが、この条例を拠り所として担保できるのかというのが不安です。自治基本条例は最高規範であり、それに基づく住民の意向はこれをもとに進めていけるように支援するというスタンスだけは続けていただき、担保していただきたいと思います。請願や要望は出していますが、業者さんは社会活動を行う際に、法律に抵触しなければ定着しますが、法律だけではなく、住民の考えというのも含めていただきたいと思いますので、この基本条例を担保して進めていけたらと思っています。

(委員)

水道水源保護条例は、20年程前に制定されたと思います。水道水源の保護が今、手薄になっています。周辺で何かあれば健康に被害を及ぼしますのでその点はどうなっているのでしょうか。上流では山からパイプを引いてきて水道水源としています。衛生的なこともありますし、川上ダムができたことによって、そんな量はいらないということで廃止となりましたが、廃止後どうなったのかなと思っています。

(委員)

去年の議会で、市長が地下水は公水だと言われたと聞いたので、年間に汲み上げている水の量を調査して、制限をかけていくことが大事ではないかという話を地域の皆さんでしています。

それから、地下水と水道水の問題で PFAS 有機フッ素化合物が混入しているかどうかということについて、水道部に調査をしてもらいましたが、検出されませんでした。50 ナノグラム以上あったらだめなんだということで、最低は4 ナノグラム以下でしょうか。検出されなかったということです。4 ナノグラム以下だったということです。このようなことについても、住民自治協議会として権利を行使して、それぞれの担当のところに調査していただくということで、自治基本条例を盾にしてやっていこうと思っています。

(副委員長)

皆様のご心配はよく分かりますが、今回、別条例で第26条の2の規定のように、住民自治協議会の説明責任や、手順を規定するということになると、住民自治協議会の法的な地位は格段に上がっていきます。住民自治協議会と自治会の違うところですが、自治会長さんは地区同意等の時に自分の印鑑を押しますが、住民自治協議会の会長印を押したら、これは法的な責任に問われる場合があるということです。

つまり、別条例にして、住民の皆さんの代表者として説明責任を負い、その手順に沿ってやるというような規定がはっきりすれば、法的な責任を伴うことになるということです。その時に、きちんとその責任が果たせるのか。また、その手続きをそれぞれの住民自治協議会が踏んでいかなければならない。

例えば地域の中で、企業さんと色々な問題があるのであれば、企業さんを住民自治協議会の一員として迎えて、そこで議論ができるような体制を作っておく必要があると思います。企業も企業市民です。その地域の一主体であるわけですから、そういう方々と一緒にずっと地域のことについて考えられるような場面を作っておかないと、訴訟リスクを負うことがあると思います。

また、最近、差別はされる側ではなく、する側の問題であるという内容の本が出ていることを知りました。これは色々な各種アンケートで、何が課題となって市民意識は差別を生んでいるのかということを経験データで明らかにした本です。住民自治協議会が法的な地位を確立し、その時に何らかの差別問題、事象が発生したとして訴訟を起こされた時は、当事者として、色々に対応していくことも考えられます。そこまでの大きな責任を負うことになるということも、もう少し考えておく必要があると思います。

それから、議会が否決した時の修正理由は、3点あって、1点目は、自治自立の阻害要因となる。2点目は、責任の所在が不明瞭。これをはっきりさせることが今のような訴訟リスクを負うことになるということです。3点目は、政策の発生源が庁内の小会議であったということ。これについては、今回はこの審議会を経ているということになりますから問題ないと思います。だから、1点目と2点目について、恐らく議員の皆さんも過去の議事録を追って、もう一度課題提出をされると思いますので、それをどのようにクリアできるかというのが、執行部の方の試されている部分になるだろうと思います。

(委員)

私が住んでいる地域にもいろんな業者がありますが、自治会に入らないんです。

企業を住民自治協議会の中に取り込んでというのは必要であると思うし出来ないことはないと思いますけれど、今の企業の状態をみると無理だと思います。しかし、住環境をどのように作っていくのかということも自治基本条例のテーマに関係することだと思いますので、その辺を活かしながら、現場サイドの方で対応して、また横の住

民自治協議会同士の連携というのも、作っていけばよいと思います。住民自治協議会に企業を取り込んでいく、具体的にこういう方法でこうしたらどうか。また、伊賀の中でこうやった実例がある、またこれから作っていきこうよというのもまたアドバイスをいただければありがたいと思います。

(副委員長)

企業を一住民として扱うというところは増えていますね。

(委員)

自分達の身の回りでは、企業は一切、自治会に入らないです。

(岩崎会長)

ありがとうございます。

やはり住民自治協議会は様々な課題に直面されていることや、この見直し検討を経て新しいステージに差しかかっていくということを改めて痛感しました。

附帯意見の一番最後に記していただいていることがやはり重要であると思っていて、住民自治協議会制度の運用について、きちんと検証していく場を設けるということ。これはやはり重要な附帯意見であると思いますので改めてここを強調させていただきたいと思います。ありがとうございました。

では、全て審議し終えましたので、事務局に進行をお返しします。

## 閉会

(事務局)

ありがとうございました。

それでは、これで本日の会議は終了させていただきます。

どうも、皆さんありがとうございました。